

飲食店において新たな生活様式（感染拡大防止対策）に対応するため、飲食店が業種別ガイドラインを遵守し、市が換気設備等の改修や感染拡大防止実践店の認証等の支援を行うことで、市民の皆様がより安心して飲食店を利用できる環境を構築する

1 対象店舗

- ・ 中小企業、小規模事業者が経営する市内にある飲食店等
※飲食を提供するカラオケボックスを含む
※デリバリー・テイクアウト専門店を除く

2 相談等

- ・ コールセンター設置
※熊本ホテルキャスルで8月21日より開始
- ・ アドバイザー派遣
※建築設備・衛生関係について8月24日より開始

3 補助金の活用

- ・ 申請期間：8月21日（金）～12月31日（木）
- ・ 交付要件：業種別ガイドラインの遵守
- ・ **補助の概要**

4 感染拡大防止実践店の認証等

- ・ 業種別ガイドラインの遵守が確認できた店舗を「感染拡大防止実践店」として認証（既に実施済の店舗を含む）
※専用ホームページで店舗名や取組を紹介
※実践店を示すステッカー等を店頭に掲示
- ・ 実践店の従業員にCOCOAの利用登録を推奨
※接触通知があった者に対してPCR検査を実施
※COCOA：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- ・ 実践店で感染者が出た場合、保健所が疫学的調査を実施
- ・ 感染状況に照らして必要な場合は、店舗名を公表



■補助の概要

① 小規模改修・備品購入費

- 補助率：9/10
- 補助限度額：補助限度額27万円
- 対象経費：衛生環境の整備、換気の向上又は密集・接触の回避に資するものであって、設備、機械装置、備品、工事等に係る経費

② 換気設備等の改修工事

- 補助率：9/10
- 補助限度額：135万円
- 対象経費：厚生労働省が推奨する必要換気量が確保できていない店舗が、必要換気量を確保するために行う換気設備の改修等
（改修に係る機器費及び据付・配管工事費、撤去費、調査・設計費など含む）
※必要換気量：30m³/人・h

- ①、②は併用可能（補助限度額最大162万円）
- ※緊急事態宣言が全国に拡大された4月16日に遡り申請可能
- ※改修に伴う休業に対し、1日当たり1万円の協力金を支給（それぞれの補助限度額の範囲内）